

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 けづ財個財
払経利発発 込過率行行 み利価日 子格 の	振額最高 替最低行 単額額 位面金	用振の法發号 等替條律行 項及法之 の適び根及 そ拠記	平國債務省人 成の平令告示 二發六第債 十行第國債 二年二債第 年條二發百 年件二年八 月等二月八 月二十六年 財務大臣
(一) 年額平す額の振 え、○面成るの記替 各取扱機関は、 次の算式により算出 した加	(一) 年額平す額の振 え、○面成るの記替 各取扱機関は、 次の算式により算出 した加	(一) 年額平す額の振 え、○面成るの記替 各取扱機関は、 次の算式により算出 した加	一百額の定以律社 万六面振の下債第 円十金替適「平成 五額機適用を振替 万で機関を受法」 円二百日は受け 五百本銀行もとの 八十億とし、の規 千四千七十。そ規
(一) 年額平す額の振 え、○面成るの記替 各取扱機関は、 次の算式により算出 した加	(一) 年額平す額の振 え、○面成るの記替 各取扱機関は、 次の算式により算出 した加	(一) 年額平す額の振 え、○面成るの記替 各取扱機関は、 次の算式により算出 した加	特三人向 別年會 法律第一 株式等の 第二回 三年法律 第三号 十銀行の 第十七 四十 ・

に金額を第十五号に規定する。期日

$$\begin{array}{r} \text{額面金額の総額} \times 0.14 \\ \hline 100 \times 365 \end{array} \quad | \quad 1$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されることは、前記(一)の算式によつては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百十を乗じた金額から当該金額に非居住者に付する所得税を控除する所

十一 初期利子

十二 後第二利期子以

利てを毎年支払う。前六各月間に支払うに期に属すおとい日をその支払期とし、日付十五日より三十日までに業務休業日及び翌営業日を定めた期平成二十三年二月十日う算式にて号支當たに十五。同じようしりょう日。いひとと、算を以き支出し規下は払す

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \times 0.14 \\ \hline 100 \times 1 \end{array}$$

の	中	払	払	償	償
取	途	込	込	還	還
扱	換	場	期	金	期
い	金	所	日	額	限

(一) 式 次 う 三 中 平 額 平

と 発 項 令 す 、 入 に て の 出 る な 相 額 ま ら に の こ と 本 成 面 成  
 す 生 に 第 る 個 経 は と 端 し 金 お 当 × 100 額 面 で 平 平 よ 分 と 二 金 行 十  
 る し 規 六 省 人 過 一 し 数 、 額 、 す 80 額 金 の 成 成 り 算 に し 五 本 二 百  
 へ な 定 十 令 向 利 円 、 が そ は 受 さ 100 - 額 間 二 二 十 出 応 、 五 日 買 取 二  
 次 い す 八 け 子 と 一 生 の 、 入 金 額 × 2 - ( 利 額 ) 四 三 し そ 以 又 は 月 八  
 号 銘 る 号 平 国 に す 円 じ 算 次 経 過 額 场 事 た 、 の そ 買 つ 十 月 八 月  
 に 柄 受 ) 成 債 相 に た 出 経 過 額 過 合 年 年 た 、 の そ 買 は 月 又 は 月 八 月  
 お に 入 第 十 の 当 。 満 場 結 算 利 予 に 相 当 す 月 月 額 そ 取 に 、 支 六 百  
 い つ 経 四 四 発 す た た 合 果 式 予 に に に に に に に に に に に に に に に に  
 て い 過 条 年 行 る だ な に  
 同 て 利 第 財 等 金 し い は 円 よ 相 予 に に に に に に に に に に に に に に に に  
 じ は 子 十 務 に 額 、 場 切 未 り 当 予 に に に に に に に に に に に に に に に に  
 。 零 が 二 省 関 は 受 合 捨 满 算 す 予 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に

$$\text{額面金額} \times \frac{0.14}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

$\times$  365

(二) 平成二十四年二月十五日以後の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額  
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

## 十八 中途換金の特例

個八債かる百害とつ條法のみのと受けるとけ国債を有する者（ほか、個人  
人月をつ災十救すての律、居きにはその相扶養信託契約規定期定法号  
向十有た害八助るは十第地住すはその相扶養信託契約規定期定法号  
け五すとが号法。、九六方自治市町村続（昭）人が特が、死託契約規定期定法号  
国日るき発）（当第十自ら市町村續（昭）人が特が、死託契約規定期定法号  
債前前に生に昭の該一七治法号（昭）人が特が、死託契約規定期定法号  
のでがはしよ和区市項号（昭）人が特が、死託契約規定期定法号  
中あ、当、る二域又の（昭）人が特が、死託契約規定期定法号  
途つ平該当救十には指第（昭）人が特が、死託契約規定期定法号  
換て成個該助二お當定二和別、死託契約規定期定法号  
金も二人災の年い該都百二別、死託契約規定期定法号  
を、十向害行法て市市五十区又亡契約規定期定法号  
請当三けにわ律、のに十二をはししたそたの  
求該年国かれ第災区あ二年含そたの

する以上がであるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算定した額とする。

(一) 平成二十三年一月十五日から平成二十二年八月十五日までの間に開催の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額 ×  $\frac{8.0}{100}$  ) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二) 平成二十二年八月十五日までの場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 )